

(案)

第五次国有林野施業実施計画書

第二次変更計画

(那賀・海部川森林計画区)

計画期間
自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 3 年 3 月]

四国森林管理局

第五次国有林野施業実施計画（那賀・海部川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 豪雨等による災害復旧等治山計画の見直しのため、保全施設の施工箇所の追加

【変更する項目】

4 治山に関する事項

※本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

4 治山に関する事項

位 置（林班）	区 分	工 種	計 画 量
97～101、104～106、112～114、 146～148	保安林の整備	その他 （森林整備）	177.00ha
[95～107]	保全施設	溪間工	1 箇所 <u>(27.00ha)</u>
[95～107]、[113～117]、 [133～135]、[138]、[141]、 [153、154]		山腹工	6 箇所 <u>(1.42ha)</u>
合 計	保安林の整備	その他	177.00ha
	保全施設	溪間工	1 箇所
		山腹工	6 箇所
		計	6 箇所

注 1：林班[]の区分は、事業評価の地区単位。

注 2：保全施設の計は、溪間工・山腹工で重複する箇所は 1 箇所として集計した。

注 3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。